

# 全労金2018春季生活闘争ニュース・第31号

《合意速報No. 15》

## 四国労組が金庫との団体交渉で、「基本合意」を表明しました！

四国労組は、3月27日17時から、金庫と「団体交渉」を開催し、基本合意を表明しました。要求と回答は以下の通りです。

		要 求（金庫）		回 答（金庫）	
		正職員	アソシエイト職員	正職員	アソシエイト職員
安定雇用	無期転換	—	(実現)	—	(実現)
	登用制度		(実現)		(実現)
最低賃金		時間額1,000円、日額7,330円、月額154,000円への引き上げ		時間額970円、日額7,120円、月額149,400円への引き上げ	
基本賃金		定昇の実施	定昇の実施	要求通り	
一時金		4.4	2.9	4.4	2.9
昨年実績		4.4	2.9	4.4	2.9
雇用環境	ジョブ・リターン	(実現)		(実現)	
	年休積立	(実現)		(実現)	
	私傷病休職	(実現)		(実現)	
公正処遇	年休	—	(実現)	—	(実現)
	生休		(実現)		(実現)
	母性保護		(実現)		(実現)
関連会社	人事制度協議で解決する		人事制度協議で解決する		

団体交渉において、金庫からは「2018年度の事業計画が始まる中で重要なことは役職員も含めて労金職員全員が同じ発信をしていくことである。回答書を作るうえで、1つ目はステークホルダー（職員・会員）からの理解を得られるかという観点、2つ目は公平・公正の観点から判断した。労働金庫を100年続く組織とするために、今の情勢を分析し、乗り越えていくべきために事業計画を作り上げてきた。それが、乗り越えていけば明るい金庫の未来はあると信じているので、そういう方向の春闘の回答とした」等と表明を受けました。

土居闘争委員長は、「金庫を取り巻く経営環境が厳しい中でも、預金・融資残高の伸

長や、役務収益を拡大するための取り組み、時間外労働時間の削減に向けた職員の事務効率化は昨年度を上回るものであるという認識のもと、一時金の要求を組み立てた。また、最低賃金については、四国労働金庫の職員の労働条件の底上げだけでなく、労働金庫の社会的な役割発揮の観点から要求した。最低賃金について、満額の回答とならなかったが、今後、段階的に引き上げていくことを労使で共通認識に立てたものと判断しているし、昨年度に引き続き、引き上げに応じた姿勢については、しっかりと組合員に伝えていきたい。一時金について、厳しい経営環境でありながらも満額回答をいただいたことで、次年度の事業推進に全ての職員が、厳しい環境に立ち向かうための大きな後押しになったと考える。要求に対する金庫の回答や考え方については組合員と共有し、自分達は何をしていかなければならないのか、労働組合としても議論を進めていく考えにある。労働金庫業態においても人材の確保が喫緊の課題であり、四国労働金庫で働く職員が働きがいを感じ、業務に運動に邁進できるように、今後も労使が両輪となって取り組みを進めていく必要がある」等と表明しました。

単組は、①最低賃金について、満額回答とならなかったものの、引き上げに応じたことや、交渉の中で「段階的に引上げていく」という考え方を引き出せたこと、②一時金について、金庫を取り巻く経営環境が厳しい中であって、最終的には満額回答が示されたこと、等から基本合意を表明しました。

\*合意単組（11単組／27日19時40分現在）

中央・長野・沖縄・近畿・セントラル・東海・中国・中国(関連)・東海(関連)  
東北・東北(関連)・近畿(関連)・北海道・静岡・四国

以 上